

中医協委員推薦にあたっての連合の改善策

2004年10月6日
日本労働組合総連合会

1. はじめに

中医協を舞台とした贈収賄事件で、連合推薦委員であった加藤勝敏前連合副会長が逮捕され、吉高弘 UI ゼンセン同盟前副会長も日本歯科医師会から接待・贈り物を受けていたことが明らかになり、結果として両名とも中医協委員を辞任した。

連合は、事件発覚以来、すべての連合推薦の審議会等委員を招集して、勉強会を開催し、かつアンケート調査を実施するなど、中医協も含めた審議会委員の在り方、連合としての推薦基準、審議会委員としての自覚、連合事務局のフォローアップ体制の在り方等々について検討を重ねている。

6月9日、中医協全員懇談会の場において、星野進保中医協会長から、事件に関与した推薦団体である3団体に対して、今後の中医協委員の推薦の在り方、専門性・中立性を確保するための方策等、改善策の提示が求められた。連合は、審議会全般の改善策とともに、今回の事件を深く反省し、星野会長の要請を受けた改善策、さらには今後の中医協の在り方について改革案を取りまとめる。

2. 連合の改善策について

(1) 連合の反省点

中医協委員の選出方法や対応の在り方については、以下のような反省すべき点があると考えられる。

中医協委員が公務員としての責務を負うことの自覚に欠けていたこと。

労働団体から選出する中医協委員が、特定の産別組織に固定化する傾向にあったこと。

中医協における審議には高度な専門性が求められるが、その涵養について委員個人の努力に委ねられる傾向にあったこと。

(2) 委員の推薦・選出について

上記の反省点を踏まえて、今後、連合が被保険者・患者代表として中医協委員を推薦するにあたり、国民や労働組合員の信頼を回復するため、次のような改善策を講じる。

特定の組織に固定化することなく、被保険者及び支払側の立場を重視し、委員を選出する。

推薦団体の責任として、当該委員は国家公務員であり、国家公務員法や刑法が適用になることの徹底、医療制度における中医協の役割・位置づけを徹底する。

原則として任期は3期6年までを上限とする。

(3) 委員の専門性・中立性を確保するための方策について

連合内の社会保障政策を立案する委員会の委員として位置づけ、連合医療制度改革方針等の認識を新たに徹底する。

中医協における対応方針及び議論経過について、連合の機関会議、関係委員会等への報告義務を課す。

連合推薦の医療関係審議会等の委員が、医療制度全体の運営や改革の進捗状況について共通認識を深めるため、連合内に意見交換を行う場を定期的に設ける。

3. 中医協の改善について（在り方と診療報酬改定ルール等）

診療報酬の改定は政府予算案に大きな影響を及ぼすために政治的な影響を受けやすく、国民が納得するだけの透明性が過去において必ずしも担保されてこなかった。2004年度改定のように、中医協の場での決着が行われるべきである。

また、公定価格としての治療費（診療費、薬剤、保険材料費など）を決定するに際して、保険者側と診療側という当事者が価格交渉を行うことは当然であるが、それが表舞台で公正に行われるためには、ルールの明確化と並んで当事者間の利害調整役としての公益委員の役割はますます重要になると思われる。

このような視点に立って、中医協の今後の改革について提起したい。

(1) 今後の中医協の委員の構成等について

現行の三者構成は今後とも維持する。

公益側は、選出分野を拡大し委員を増員する。

診療側は、国民医療費の配分に応じて委員を推薦するなど、医療サービスの在り方が反映されたものとする。また、医師以外の医療従事者代表などを加えることも検討する。

原則として委員の任期は3期6年を上限とする。

社会保障審議会の医療保険部会や医療部会、介護保険部会及び介護給付費分科会の長を専門委員等として参画させる。

(2) 診療報酬改定のルール化について

診療報酬改定にあたっては、まず賃金・消費者物価指数を反映させ、その上で前回改定の影響等、事後評価を十分行うことをルール化する。

改定時期について、前回改定に問題が生じた場合や医療保険制度の改正

が行われたときなどという、一定のルールを設けて、柔軟に対応できるようにする。

(3) 中医協の運営について

中医協の透明性を確保するため、総会、小委員会・部会に加え、専門組織等についてもすべて公開する。また、中医協資料と詳細な議事録は迅速にインターネットで公表する。

広く国民の声を反映するため、改定率や診療報酬項目の改定、選定療養など、とくに国民生活に関わる重要事項については、パブリックコメントや中医協委員推薦団体以外の団体・個人からのヒアリングを行う。

4 . その他

- (1) 中医協での議論を高年齢社会の進展に伴う疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化などに対応したものとするため、医療提供体制や医療保険制度など、医療制度全般について検討・議論できる場を設置する。
- (2) 中医協での議論を科学的根拠にもとづくものとするため、統計資料は重要であり、医療におけるIT化を強力に進める。

以 上